◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
二〇七〇	車力通信所	つがる市	国有	土地：約三、六〇〇平方メートル 道路等用地として追加提供する。
三一八九	朝霞駐屯地	朝霞市、新座市、和光市、東京都練馬区	国有	土地：約四〇〇平方メートル 建物：約九四〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年一月二十日から同年二月十三日までの間 陸上自衛隊朝霞駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
五一二二	大村飛行場	大村市	国有	土地：約一一一、〇〇〇平方メートル 工作物：鋪床 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年二月十一日から同年三月九日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、海上自衛隊大村航空基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
五一二四	北熊本駐屯地	熊本市	国有	土地：約八、八〇〇平方メートル 建物：約一〇、〇〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年一月二十四日から同年二月八日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、陸上自衛隊北熊本駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
五一二五	健軍駐屯地	熊本市	国有	土地：約一三、〇〇〇平方メートル 建物：約三、四〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年一月二十日から同年二月十日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、陸上自衛隊健軍駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
五一二五	健軍駐屯地	熊本市、上益城郡益城町	国有	土地：約三、〇〇〇平方メートル 建物：約四、〇〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年一月十一日から同年三月十日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、陸上自衛隊健軍駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
五一二六	目達原駐屯地	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡上峰町	国有	土地：約六、〇〇〇平方メートル 建物：約二、〇〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年一月十一日から同年三月九日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、陸上自衛隊目達原駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
五一三一	相浦駐屯地	佐世保市	国有	土地：約一一三、〇〇〇平方メートル 工作物：鋪床 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年二月十一日から同年三月九日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、陸上自衛隊相浦駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

◎新規提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
五一二九	種子島	鹿児島県熊毛郡中種子町、南種子町	公有	土地：約七七二、〇〇〇平方メートル 建物：約一四〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として新規提供する。 使用期間：令和八年二月十一日から同年三月九日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、陸上自衛隊の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
五一三〇	馬毛島	鹿児島県熊毛郡中種子町、南種子町	公有	土地：約一、一八九、〇〇〇平方メートル 建物：約一四〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として新規提供する。 使用期間：令和八年二月十一日から同年三月九日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、陸上自衛隊の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。